

香川県広域水道企業団条例第7号

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例
香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第3条 略 （1）～（10） 略 （11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。 （水道技術管理者の資格） 第4条 略 （1）～（7） 略 （8） 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（10） 略 （11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。